

NEWS RELEASE



(総合企画グループ)

〒690-0003 松江市朝日町 484 番地 19

TEL (0852) 24-1234 代表

平成 30 年 4 月 9 日

島根県西部を震源とする地震災害に対する当行の対応について

この度の島根県西部を震源とする地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社 島根銀行（頭取 鈴木 良夫）では、この度の島根県西部を震源とする地震により被災されたお客さまを支援するため、下記の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 相談窓口の設置について

この度の島根県西部を震源とする地震により被災された事業者の皆さま、個人の皆さまに対するご相談窓口を全営業店窓口（松江営業センター、出張所を除く）に設置することといたしました。ご相談窓口では、被災された皆さまに対して、お借入のご返済についてのご相談や、新たなお借入のご相談等、あらゆるニーズにお応えしてまいります。

どうぞ、お気軽にご相談ください。

2. 被災された個人の皆さまに対するローンの取扱いについて

被災された個人の皆さまに対し、以下のローンの取扱いを開始いたします。

名称等	・災害復旧リフォームローン 融資金額：1,000 万円以内 返済期間：15 年以内	・災害復旧フリーローン（家財・車両資金） 融資金額：300 万円以内 返済期間：7 年以内
貸出利率	・固定金利 1.50% （保証料、団体信用生命保険料込み）	・固定金利 1.50% （保証料込み）
融資対象者	・この度の地震で被災した被災物の所有者および家族で保証会社の保証が受けられる個人の方	
資金使途	・この度の地震で被災した家屋や被災物の復旧・再調達にかかる資金	
担保	・不要	
保証会社	・中国総合信用(株)	
返済方法	・元利均等返済（ボーナス併用返済も可）	
取扱期間	・平成 30 年 4 月 10 日（火）～ 平成 30 年 10 月 31 日（水） 必要に応じて取扱期間を延長いたします。	

3. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応について

震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等のお借入のご返済についてお困りの方に対しては、このガイドラインに沿って、生活や事業の再建のお役に立てるようご相談を承ります。

4. 災害義援金のお振込にかかる手数料について

島根県西部を震源とする地震にかかる各種団体等への災害義援金の振込手数料を、当行宛、他行宛にかかわらず、全て無料で対応させていただきます。

(1) 取扱開始日

平成 30 年 4 月 10 日（火）以降にお振込の災害義援金を対象とします。

(2) 対象となるお振込

窓口でのお振込のほか、ATM やインターネットバンキング・モバイルバンキングによるお振込も対象となります。なお、窓口以外によるお振込の場合、システムの都合上、一旦規定の手数料がかかりますが、以下の通りお申し出いただければ、振込手数料をお返しいたします。

① 窓口でのお振込

お振込の際に、災害義援金であることをお申し出ください。

② ATM でのお振込

お振込後、「ご利用明細」をご持参のうえ、窓口にお申し出ください。

③ インターネットバンキング・モバイルバンキングでのお振込

お振込後、「振込日」「振込先」「振込金額」をお控えになり、窓口にお申し出ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
島根銀行 業務企画グループ
担当：藤本 TEL (0852) 24-1240